

○自動車運転代行業に関する事務処理要領

平成 14 年 5 月 31 日

埼例規第 49 号・交企

警 察 本 部 長

自動車運転代行業に関する事務処理要領の制定について（例規通達）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に伴い、自動車運転代行業が認定制となることから、みだしの事務処理要領を別添のとおり定め、平成14年6月1日から実施することとしたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

自動車運転代行業に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）、埼玉県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年埼玉県公安委員会規則第8号。以下「細則」という。）、自動車運転代行業事務手続規（平成14年埼玉県公安委員会規程第7号。以下「手続規程」という。）及び自動車運転代行業に係る営業停止命令等に関する規程（平成14年埼玉県公安委員会規程第8号。以下「命令等規程」という。）に基づき実施する自動車運転代行業の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 認定

1 申請の受付

- (1) 警察署長（以下「署長」という。）は、認定の申請があったときは、認定申請書（規則別記様式第1号）及び申請・届出等に関する添付書類一覧表（別表。以下「添付書類一覧表」という。）に掲げるものの有無等形式要件について確認すること。この場合において、申請に形式上の要件の不備があるときは、申請者に対し、相当の期間を定めて当該申請の補正を求めること。
- (2) 署長は、申請に不備がないと認めるときは、当該認定申請書に受理年月日及び受理番号を記載した上で、申請者に対し、その写しを1部交付するとともに、認定申請管理簿（別記様式第1号）により申請の受理状況を管理すること。この場合において、受理番号は、交通部交通総務課長（以下「交通総務課長」という。）が管理する番号とすること。
- (3) 申請を受け付けた署長は、法第3条各号に掲げる自動車運転代行業の要件の該当性について調査を行い、その結果を調査結果報告書（別記様式第2号）に記載し、認定申請書及び添付書類並びに各種照会結果に係る書類（以下「認定申請書等」という。）とともに、速やかに交通総務課長に送付すること。この場合において、申請書の写しを1部作成し、警察署の控えとすること。

- (4) 認定を審査する上で必要とする前科照会は、日本国籍を有する者にあつては身上調査について（別記様式第3号）により本籍地の市区町村長に、日本国籍を有しない者にあつては前科調査について（別記様式第4号）によりさいたま地方検察庁に対し行うこと。
- (5) 申請の受付の日時は、埼玉県の手続きを定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条第1項各号に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後4時15分までとする。

2 認定申請に係る報告

前記1(3)により調査結果報告書及び認定申請書等の送付を受けた交通総務課長は、当該調査結果報告書及び認定申請書等に基づき法第3条各号に掲げる要件の該当性を審査し、及び必要な調査を実施し、調査結果報告書に意見を付して、交通部長（以下「部長」という。）に報告するものとする。

3 認定に係る手続

交通総務課長は、次により認定に係る手続を行うものとする。

- (1) 認定に関する協議書（手続規程別記様式第1号）により、埼玉県知事（以下「県知事」という。）と協議する。
- (2) 前記(1)の協議において認定に係る県知事の同意を得たときは、部長に報告の上、認定通知書（細則別記様式第1号）を作成し、認定の申請を受理した署長に送付する。
- (3) 前記(1)の協議において認定拒否に係る県知事の同意を得たときは、認定を拒否する処分について警察本部長（以下「本部長」という。）を経て公安委員会に上申する。この場合において、公安委員会が認定を拒否する処分を決定したときは、申請者に対し、認定拒否に関する通知書（細則別記様式第2号）により通知をする。

4 認定通知書の交付

署長は、認定通知書の交付に当たっては、認定に関する通知書又は運転免許証その他の身分を証明する書類等により、被交付者の身分を確認するとともに、交付した旨を交通総務課長に報告すること。

第3 認定の取消し

1 通報に基づく処分上申

交通総務課長は、署長又は交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）からの通報により、自動車運転代行業者が法第7条第1項各号に掲げる要件に該当すると認め

られるときは、必要な調査を実施し、行政処分上申書（別記様式第5号）に疎明資料を添えて、速やかに部長に報告するものとする。

2 取消しに係る手続

交通総務課長は、次により認定の取消しに係る手続を行うものとする。

- (1) 認定取消しに関する協議書（手続規程別記様式第2号）に必要と認める書類を添付して、県知事と協議する。
- (2) 前記(1)の協議において県知事の同意を得たときは、前記1の行政処分上申書により本部長を経て公安委員会に報告する。
- (3) 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等に関する規則」という。）の規定に基づき聴聞の手続を行う。
- (4) 当該行政処分上申書、聴聞調書及び聴聞報告書により、その結果を本部長を経て公安委員会に報告する。この場合において、認定の取消しに関し公安委員会の決定があったときは、当該認定の取消しに該当する自動車運転代行業者に対し、認定取消処分通知書（細則別記様式第3号）により通知する。

3 取消し処分の公表

- (1) 交通総務課長は、取消し処分をしたことの公表について公安委員会に上申するものとする。
- (2) 交通総務課長は、前記(1)の公表を行うこととなったときは、行政処分公表書（別記様式第6号）により埼玉県警察ホームページに掲載するものとする。

第4 変更の届出等

1 変更の届出の受理

- (1) 署長は、認定の申請事項について変更の届出があったときは、変更届出書（規則別記様式第4号）及び添付書類一覧表に掲げるものの有無等形式要件について確認すること。
- (2) 署長は、届出に不備がないと認めるときは、当該変更届出書に受理年月日及び受理番号を記載した上で、変更届出管理簿（別記様式第7号）により届出の受理状況を管理すること。
- (3) 届出を受け付けた署長は、変更部分に係る法第3条各号に掲げる自動車運転代行業の要件の該当性について調査を行い、変更届出書及び添付書類並びに各種照会結果に係る書類（以下「変更届出書等」という。）の写しを速やかに交通総務課長に送付すること。

- (4) 届出を審査する上で必要とする各種照会は、前記第2の1(4)により行うものとする。
- (5) 届出の受付の日時は、県の休日を除く日の午前9時から午後4時15分までとする。

2 変更の届出に係る報告

前記1(3)により変更届出書等の写しの送付を受けた交通総務課長は、当該変更届出書等の写しに基づき法第3条各号に掲げる要件の該当性を審査し、及び必要な調査を実施し、部長に報告するものとする。

3 変更の届出に係る手続

交通総務課長は、次により変更の届出に係る手続を行うものとする。

- (1) 届出に係る者が法第3条各号の自動車運転代行業の要件のいずれにも該当しないと認めたときは変更届出に関する通知書（手続規程別記様式第5号）により県知事に通知し、届出に係る者が法第3条各号のいずれかに該当すると認めたときは認定取消しに関する協議書により、県知事と協議する。

なお、認定取消しに係る手続は、前記第3を適用する。

第5 廃業等の届出

1 廃業等の届出の受理

- (1) 署長は、廃業等届出書（規則別記様式第4号）による廃業等の届出があったときは、廃止の事由を確認するとともに、運転免許証その他の身分を証明する書類等により届出しようとする者の身分を確認すること。
- (2) 署長は、廃業等の届出を受けたときは、廃業等届出書に受理年月日及び受理番号を記載するとともに、廃業等届出管理簿（別記様式第8号）により届出の受理状況を管理すること。
- (3) 署長は、廃業等届出書の写しを速やかに交通総務課長に送付すること。
- (4) 届出の受付の日時は、県の休日を除く日の午前9時から午後4時15分までとする。

2 県知事への通知等

前記1(3)により廃業等届出書写しの送付を受けた交通総務課長は、廃業等届出管理簿に必要な事項を記載して廃業等の届出に関する通知書（手続規程別記様式第6号）により県知事に通知するものとする。

第6 立入検査

1 県知事との連携

交通総務課長及び署長は、立入検査を実施する場合には、県知事との緊密な連携の下に実施すること。

2 実施結果報告

署長は、前記 1 により立入検査を実施した場合は、速やかに立入検査実施結果報告書（別記様式第 9 号）及び認定業者の実態調査表（別記様式第 10 号）により、交通総務課長を経て部長に報告すること。

3 身分証明書の管理

- (1) 立入検査を実施する警察職員の身分証明書（細則別記様式第11号）は、次に掲げる者について交通総務課長が作成するものとする。

ア 交通部交通総務課に勤務する者のうち、交通総務課長が必要と認めたもの

イ 警察署交通課に勤務する者のうち、署長が必要と認めて上申したもの

- (2) 交通総務課長は、身分証明書が交付されたときは、立入検査職員名簿（別記様式第 11 号）により身分証明書の交付状況を所属ごとに管理すること。

- (3) 身分証明書は、交付を受けた警察職員各自が保管管理すること。

- (4) 交通総務課長及び署長は、配置換え、分掌換え等により身分証明書の交付を受けている警察職員に立入検査を実施させる必要がなくなったときは、身分証明書を返納させること。この場合において、署長は、返納させた身分証明書を交通総務課長宛て送付し、交通総務課長は、立入職員名簿に解除年月日を記載の上、確実に廃棄すること。

第 7 指示処分

1 通報に基づく処分上申等

交通総務課長は、署長又は交通指導課長からの通報により、自動車運転代行業者が命令等規程第 4 条に規定する自動車運転代行業の営業停止命令等の基準（以下「命令等基準」という。）第 4 に規定する法の指示等を行う基準に該当する自動車運転代行業者を認知したときは、必要な調査を実施し、行政処分上申書に疎明資料を添えて、速やかに部長に報告するものとする。

2 指示処分に係る手続

- (1) 聴聞等に関する規則の規定に基づき弁明の機会の付与の手続を行い、前記 1 の行政処分上申書及び弁明書により、その結果を部長に報告する。

- (2) 指示処分を執行する場合は、当該自動車運転代行業者に対し、指示書（細則別記様式第12号）を交付する。

3 指示処分の公表

交通総務課長は、指示処分をしたことの公表を行うときは、行政処分公表書により埼玉県警察ホームページに掲載するものとする。

4 注意書の交付

交通総務課長は、命令等基準第4に規定する法の指示等を行う基準により、又は弁明の結果により指示処分に至らず注意が妥当と判断された場合は、当該自動車運転代行業者に対し注意書（別記様式第12号）を交付するものとする。

5 県知事への通知

交通総務課長は、前記2(2)において指示書を交付したときは、指示に関する通知書（手続規程別記様式第7号）により県知事に通知するものとする。

第8 営業の停止命令

1 通報に基づく処分上申

交通総務課長は、署長又は交通指導課長からの通報により、命令等基準第2に規定する営業停止命令を行う基準に該当する自動車運転代行業者を認知したときは、必要な調査を実施し、行政処分上申書に疎明資料を添えて、速やかに部長に報告するものとする。

2 営業停止命令に係る手続

交通総務課長は、次により営業停止命令に係る手続を行うものとする。

- (1) 営業停止命令に関する協議書（手続規程別記様式第3号）に、必要と認める書類を添付して県知事と協議する。
- (2) 前記(1)の協議において、県知事の同意を得たときは、聴聞等に関する規則の規定に基づき弁明の機会の付与の手続を行う。
- (3) 当該行政処分上申書及び弁明書により、その結果を本部長を経て、公安委員会に報告する。この場合において、営業停止命令に関し公安委員会の決定があったときは、当該営業の停止命令に該当する自動車運転代行業者に対し、営業停止命令書（細則別記様式第13号）を交付する。

3 営業停止命令の公表

交通総務課長は、営業停止命令をしたことの公表について前記第3の3に準じて処理するものとする。

第9 営業の廃止命令

1 通報に基づく処分上申

交通総務課長は、署長又は交通指導課長からの通報により、法第24条第1項各号に該当する自動車運転代行業者を認知したときは、必要な調査を実施し、行政処分上申書に疎明資料を添えて、速やかに部長に報告するものとする。

2 営業廃止命令に係る手続

交通総務課長は、次により営業廃止命令に係る手続を行うものとする。

- (1) 営業廃止命令に関する協議書（手続規程別記様式第4号）に必要と認める書類を添付して県知事と協議する。
- (2) 前記(1)の協議において、県知事の同意を得たときは、聴聞等に関する規則の規定に基づき弁明の機会の付与の手続を行う。
- (3) 当該行政処分上申書及び弁明書により、その結果を本部長を経て公安委員会に報告する。この場合において、営業廃止命令に関し公安委員会の決定があったときは、当該営業の廃止命令に該当する自動車運転代行業者に対し、営業廃止命令書（細則別記様式第14号）を交付する。

3 営業廃止命令の公表

交通総務課長は、営業廃止命令をしたことの公表について前記第3の3に準じて処理するものとする。

第10 是正措置命令

1 通報等に基づく処分上申

交通総務課長は、警察署長等からの通報により、読替え後の道路交通法第74の3第8項に該当する事案を認知したときは、必要な調査を実施し疎明資料を添えて、速やかに本部長に報告するものとする。

2 是正措置命令に係る手続

- (1) 読替え後の道路交通法第74の3第8項に規定する運転代行業者に対する是正措置命令の処分基準は、命令等規程第4条に定める読替え後の道路交通法に基づく自動車運転代

行業に対する是正措置命令等の基準（命令等規程別記 2。以下「是正措置命令等の基準」という。）のとおりとする。

(2) 聴聞等に関する規則の規定に基づき弁明の機会の付与の手続を行い、弁明書によりその結果を交通部長に報告する。

(3) 自動車運転代行業者に対し、是正のために必要な措置を取るべきことを命ずる場合は、当該自動車運転代行業者に対し是正措置命令書（細則別記様式第 8 号の 2）を交付する。

第 11 解任命令

1 通報に基づく処分上申

交通総務課長は、警察署長等からの通報により、読替え後の道路交通法第 74 条の 3 第 6 項に該当する事案を認知したときは、必要な調査を実施し、行政処分上申書に疎明資料を添えて、速やかに本部長に報告するものとする。

2 解任命令に係る手続

(1) 読替え後の道路交通法第 74 条の 3 第 6 項に規定する自動車運転代行業者に対する安全運転管理者等の解任命令の処分基準は、是正措置命令等の基準のとおりとする。

(2) 解任命令を行おうとするときは、行政処分上申書により本部長を経て公安委員会に報告する。

(3) 聴聞等に関する規則の規定に基づき聴聞の手続を行う。

第 12 処分移送通知書等の送付等

1 処分移送通知書等の送付

交通総務課長は、処分の移送を行う場合は、処分移送通知書（規則別記様式第 6 号）、処分に係る事案に関する資料その他処分を行うために必要となる書類を送付するものとする。

2 手続の準用

交通総務課長は、処分移送通知書の送付を受けたときは、処分内容に応じ、前記第 7、第 8 又は第 9 により処分に係る手続を行うものとする。

第 13 自動車運転に関する教習

1 教習実施の指定

細則第 5 条の規定により読み替えて適用される埼玉県道路交通法施行細則（昭和 41 年埼玉県公安委員会規則第 2 号）第 12 条第 1 項に規定する自動車の運転の管理に関する教習に

係る教習申請書を受け付けたときは、交通総務課長は、自動車の運転に関する教習の日時、場所その他必要な事項を指定して当該教習を行うものとする。

2 教習の基準

- (1) 教習科目は、道路交通の現状及び交通事故の実態、自動車の安全な運転に必要な知識、安全運転管理について必要な知識その他必要な内容とする。
- (2) 講習方法は、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う。
- (3) 時間は、2時間以上とする。

第14 報告

1 交通事故に係る報告

署長は、自動車運転代行業務従事者の関係する重傷・死亡事故又は特異な交通事故が発生した場合には、自動車運転代行業務従事者の交通事故発生報告書(別記様式第13号)により、交通総務課長に速やかに報告すること。

2 その他の報告

署長は、前記1に掲げるもののほか、自動車運転代行業者に関する特異事案について、随時、交通総務課長に報告すること。

実施日

この例規通達は、平成14年6月1日から実施する。

実施日(平成14年7月1日埼例規第55号・交企)

この例規通達は、平成14年7月1日から実施する。

実施日(平成17年3月29日務第657号)

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

実施日(平成17年6月30日交企第474号)

この通達は、平成17年7月1日から実施する。

実施日(平成18年5月31日駐対第620号)

この通達は、平成18年6月1日から実施する。

実施日(平成20年3月31日務第922号)

この通達は、平成20年4月1日から実施する。

実施日(平成24年7月6日務第1625号)

この通達は、平成24年7月9日から実施する。

実施日（平成25年2月13日交企第103号）

この通達は、平成25年2月20日から実施する。

実施日（平成27年3月25日交企第221号）

この通達は、平成27年4月1日から実施する。

実施日（平成30年3月28日務第792号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

実施日（平成30年12月7日交総第1096号）

この通達は、平成30年12月7日から実施する。

実施日（令和元年12月13日交総第1033号）

この通達は、令和元年12月14日から実施する。

実施日（令和3年3月16日務第512号）

1 この通達は、令和3年3月16日から実施する。

2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、
なお使用することができる。

実施日（令和3年9月8日交総第749号）

この通達は、令和3年9月9日から実施する。

実施日（令和4年1月25日務第209号）

この通達は、令和4年2月1日から実施する。

実施日（令和4年9月30日交総第778号）

この通達は、令和4年10月1日から実施する。

実施日（令和6年3月28日交総第257号）

この通達は、令和6年4月1日から実施する。

実施日（令和7年5月27日刑総第863号）

1 この通達は、令和7年6月1日から実施する。

2 この通達による改正前の自転車指導警告カード活用要領別記様式第1で現に残存するものは補正を加え、なお使用することができる。

別表（第2、第4、第6関係）

申請・届出等に関する添付書類一覧表

区分	申請書等（様式）	添付書類	必要部数	提出 期限
自動車運転代行業の認定申請	認定申請書 （規則別記様式第1号）	○ 個人の場合 1 住民票の写し（本籍地（外国人にあっては国籍）が記載されているもの。以下同じ。） 2 法第3条第5号に該当しない者であることを証する書類として規則第5条で定めるもの（誓約書及び診断書） 3 自動車運転代行業に関し民法第6条第1項の規定により営業を許可された未成年者にあっては、未成年者の登記事項証明書 4 法第3条第6号ただし書の適用を受ける未成年者にあっては自動車運転代行業者の相続人であることを法定代理人が誓約する書面並びに法定代理人に係る前記1及び2に定める書類 5 法第2条第6項に規定する代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が法第12条の国土交通省令で定める基準に適合することを証する書類として国土交通省令で定めるもの 6 安全運転管理者の住民票の写し（個人番号カードの提示により、本人確認を行うことができる場合を除く。）、自動車運転の管理に関する経歴を記載した書面及び運転記録証明書	正本1部	

変更届出		7 随伴用自動車の自動車登録番号若しくは車体番号又は地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する標識の番号が記載された自動車検査証等の写し ○ 法人の場合 1 法人の登記事項証明書 2 定款又はこれに代わる書類 3 役員に係る次に掲げる書類 (1) 法第 3 条第 9 項に規定する役員（以下「役員」という。）の氏名及び住所を記載した名簿 (2) 役員の住民票の写し 4 前記個人の場合の 2、5、6 及び 7 に関する書類		
	変更届出書 (規則別記様式第 4 号)	○ 当該変更事項に係る添付書類 1 法第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる事項（氏名、名称又は法人の代表者の氏名に限る。）は、個人又は法人の別に応じ、個人の住民票の写し又は法人の登記事項証明書 2 法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項（法人の主たる営業所の所在地に限る。）は、法人の登記事項証明書 3 法第 5 条第 1 項第 3 号に掲げる事項は、損害賠償の賠償措置に係る書類 4 法第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる事項は、新たに選任され安全運転管理者等に係る書面 法第 5 条第 1 項第 5 号に掲げる事項（法人の役員の氏名及び住所）は、次に掲げる区分に応じた書類（法人の登記事項証明書にあっては、役員が登記事項である場合に限る。） (1) 役員が新たに就任した場	正本 1 部 類書付添へ	当該事由の発生の日から 10 以内 がある場合は 20 以内

		合は、法人の登記事項証明書並びに当該役員に係る住民票の写し及び法第3条第5号に該当しない者であることを証する書類として規則第5条で定めるもの（誓約書及び診断書） (2) 役員が再任され、又は退任した場合は、法人の登記事項証明書 (3) 役員の氏名に変更があった場合（前記(1)及び(2)に掲げる場合を除く。）は、法人の登記事項証明書及び当該役員に係る住民票の写し		
廃業等の届出	廃業等届出書 (規則別記様式第4号)	○ 添付書類なし	正本1部	当該事由の発生の日から10日以内

別記様式第1号(第2関係)

認定申請管理簿

[illegible]

交 通 部 長 殿		交 第 号	
		年 月 日	
		警察署長	
調 査 結 果 報 告 書			
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による認定の申請に基づき、調査した結果は次のとおりであったから報告する。			
記			
申 請 者	営 業 所 所 在 地		
	営 業 所 名 称		
	代 表 者 氏 名		
法 第 3 条 該 当 の 有 無	1	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者ではないか。	
	2	拘禁刑又は禁錮以上の刑に処せられ、若しくは法の規定、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（第 4 条第 1 項、第 43 条第 1 項又は第 78 条）若しくは道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）（第 75 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 75 条の 2 第 1 項）の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者ではないか。	
	3	最近 2 年間に法第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項又は第 25 条第 2 項第 2 号若しくは第 3 号の規定による命令に違反する行為をした者ではないか。	

	4	集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者ではないか。	
	5	心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるものではないか。	
	6	営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者ではないか。	
	7	代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が国土交通省令で定める基準に適合しているか。	
	8	道路交通法第 74 条の 3 第 1 項の規定による安全運転管理者及び第 74 条の 3 第 4 項に規定する副安全運転管理者を選任すると認められないことについて相当な理由があるものではないか。	
	9	法人でその役員のうちに 1 から 5 までのいずれかに該当する者がいないか。	
署長の意見			
その他参考事項		手数料納付状況 年 月 日（確認者 ）	

第 号
年 月 日

市（区）町村長 殿

警察署長

身上調査について（照会）

次の者に係る認定等に際し、身上調査の必要がありますので、法令に基づき照会します。

本 籍	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生

根 拠 法 令	1 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第3条 2 その他（ ） (注：根拠条文を必ず明示すること。)
---------	---

- (注) 1 調査結果は、別紙により回答願います。
- 2 本籍、氏名等に多少の相違があっても、該当すると思われる者について回答願います。
- 3 該当者が転籍している場合には、在籍地の市（区）町村長に転送願います。
- 4 該当者がいないときは、その旨を記載の上、回答願います。

年 月 日

警察署長 殿

地方検察庁検察事務官

前科調査について（回答）

年 月 日付け 第 号で照会のあった照会書記載の者
（ ）に係る身上について、次のとおり回答します。

記

- 1 前科は見当たらない。
- 2 前科は次のとおりである。

裁判、確定、刑終了	裁 判 所	罪 名	刑 名 、 刑 期
宣告 年 月 日 略式 年 月 日確定 年 月 日終了	地方 支部 簡易		懲役、禁錮 拘禁刑 年 月 罰金 円 年間執行猶予 付保護観察
宣告 年 月 日 略式 年 月 日確定 年 月 日終了	地方 支部 簡易		懲役、禁錮 拘禁刑 年 月 罰金 円 年間執行猶予 付保護観察
宣告 年 月 日 略式 年 月 日確定 年 月 日終了	地方 支部 簡易		懲役、禁錮 拘禁刑 年 月 罰金 円 年間執行猶予 付保護観察

- (注) 1 該当の文字を○で囲むこと。
2 ()内には、照会書記載の者の氏名を記載願います。

照 会 警 察 署 取 扱 者	
--------------------	--

第 号
年 月 日

地方検察庁 殿

警察署長

前科調査について（照会）

次の者に係る認定等に際し、前科調査の必要がありますので、法令に基づき照会します。

国籍の属する国における住所又は居所			
氏 名		異名	
生 年 月 日	年 月 日 生		
1 在留カード 2 特別永住者証明書 3 外国人登録証明書	年 月登録	番号	

根 拠 法 令	1 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第3条 2 その他（ ） （注：根拠条文を必ず明示すること。）
---------	---

年 月 日

警察署長 殿

地方検察庁検察事務官

前科調査について（回答）

年 月 日付け 第 号で照会のあった照会書記載の
者（ ）に係る身上について、次のとおり回答します。

記

- 1 前科は見当たらない。
- 2 前科は次のとおりである。

裁判、確定、刑終了	裁 判 所	罪 名	刑 名 、 刑 期
宣告 年 月 日 略式 年 月 日確定 年 月 日終了	地方 支部 簡易		懲役、禁錮 年 月 罰金 円 年間執行猶予 付保護観察
宣告 年 月 日 略式 年 月 日確定 年 月 日終了	地方 支部 簡易		懲役、禁錮 年 月 罰金 円 年間執行猶予 付保護観察
宣告 年 月 日 略式 年 月 日確定 年 月 日終了	地方 支部 簡易		懲役、禁錮 年 月 罰金 円 年間執行猶予 付保護観察

- (注) 1 該当の文字を○で囲むこと。
2 ()内には、照会書記載の者の氏名を記載願います。

照 会 警 察 署 取 扱 者	
--------------------	--

別記様式第 5 号 （第 3、第 4、第 7、第 8、第 9、第12関係）

第 号 年 月 日 埼玉県公安委員会 殿 長 行 政 処 分 上 申 書			
営 業 所 の 所 在 地 、 名 称 代 表 者 の 住 所 、 氏名及び生年月日			
認 定 を し た 公 安 委 員 会 の 名 称	公安委員会	認定番号	
行 政 処 分 を 必 要 と す る 事 由			

適 用 規 定	
行政処分に対する 意 見	
そ の 他 参 考 事 項	

行 政 処 分 公 表 書

被 処 分 者	認 定 番 号	公安委員会 第 号
	自動車運転代行業 者の名称又は記号	
	主たる営業所が 所在する市町村	
処 分 年 月 日		年 月 日
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会		埼玉県公安委員会

変更届出管理簿

番号	変更届出受理		認 定 番 号	主たる営業所の名称及び所在地	届 出 者	変更事項	書類送付		備 考
	受理日	警察署取扱者					送付日	取扱者	
	受理番号	本部取扱者							

廃業等届出管理簿

番号	廃業等の届出受理		認 定 番 号	主たる営業所の名称及び所在地	届 出 者	廃止の事由	書類送付		備 考
	受理日	警察署取扱者					送付日	取扱者	
	受理番号	本部取扱者							

別記様式第 9 号（第 6 関係）

第 号				
年 月 日				
交 通 部 長 殿				
長				
立 入 検 査 実 施 結 果 報 告 書				
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 21 条第 1 項の規定による立入検査を次のとおり実施したから報告する。				
記				
実施日時	年 月 日		実 施 者	
運転代行 業 者	名 称			
	所在地			
認定公安委員会の名称		公安委員会	認定番号	
自動車運転代行業者			立 会 人	
指導事項				

立 入 検 査 実 施 結 果 表			
検 査 項 目	検 査 事 項	実 施 結 果	
1 運転代行業 の要件	法定要件の充足の有無	☐ 充足している	☐ 充足していない
2 公安委員会 に対する届出 状況	変更届出事項の有無	☐ ない	☐ ある ☐ 随伴用自動車関係 ☐ 損害賠償措置関係 (代行保険) ☐ その他()
3 運転代行業 従事者の欠格 事由	欠格事由該当者の有無	☐ いる ()	☐ いない
4 運転代行業 従事者身元確 認の状況	採用時の身元確認	☐ 適正に行われている	☐ 適正に行われていない
	身元確認方法	☐ 住民票 ☐ 家族からの調査 ☐ 全く行わない	☐ 運転免許証 ☐ 元勤務先からの調査 ☐ その他 ()
5 法定書類の 備え付け状況	運転代行業従事者名簿	☐ 備え付けている	☐ 備え付けていない
	運転代行業務の状況	☐ 別紙「業務の適正な運営に関する指導書」のとおり	
6 自動車運転 代行業認定の 有無	認定の有無	☐ 認定あり	☐ 認定なし
	標識の掲示等	☐ 営業所内に定められた様式の標識を掲示 ☐ 掲示なし ☐ ウェブサイトに掲載 ☐ 掲載なし ☐ 除外業者	
7 遵守事項に 関する事項	安全運転管理者 の選任状況	☐ 選任している (氏名)	☐ 選任していない
	副安全運転管理者 の選任状況	☐ 選任している (氏名)	☐ 選任義務がない (随伴用自動車が10台未満)
	経営者と認定証の氏名が 同一であるか	☐ 同一氏名である	☐ 異なる氏名 (氏名)
	代行運転自動車標識の様 式は、定められたものか	☐ 定められた様式 ☐ 標識がない	☐ 異なる様式 ☐ その他
8 参考事項		・営業時間 平日 午 時 分～午 時 分 祭日 午 時 分～午 時 分 ・休 日 ・活動範囲 ・代行標識 枚 / 台 ・料金精算	

認定業者の実態調査表

警察署長

事業所名		認定番号	
事業所所在地			
電話番号	()		
事業形態	☐ 専業 ☐ 兼業 ()		
経営者	(法人) 名称 代表者氏名		
	(個人) 氏 名		

		営業所種別	主たる営業所	その他の営業所	
		名 称			
		設置府県名			
運転代行業務従事者	従業員数	総 数	人	人	人
		アルバイト	人	人	人
	取得免許 ・上位免許の みを記載 ・()内はアル バイト数	普 通 1 種	人 ()	人 ()	人 ()
		普 通 2 種	人 ()	人 ()	人 ()
		(準)中型1種	人 ()	人 ()	人 ()
		中 型 2 種	人 ()	人 ()	人 ()
		大 型 1 種	人 ()	人 ()	人 ()
		大 型 2 種	人 ()	人 ()	人 ()
	車両関係	使用車両	総 数	台	台
持 込 車 両			台	台	台
随伴用車両 ()内は持込車 両台数		普通乗用車	台 ()	台 ()	台 ()
		軽自動車	台 ()	台 ()	台 ()
		その他車両	台 ()	台 ()	台 ()
利用料金	初 乗 り 料 金		和～ 円	和～ 円	和～ 円
	追 加 料 金		和～ 円	和～ 円	和～ 円
	営 業 収 入				
	料 金 清 算 方 法		☐ 専用 ☐ トリップ		
保険加入関係					
関係団体加入状況		☐ 加入 () ☐ 未加入			

(注) 1 該当箇所□内に✓印を付すこと。

2 その他営業所が3か所以上の場合は、継続用紙を使用すること。

別記様式第11号 (第6 関係)

立入検査職員名簿

(所属)

[illegible]

第 号

注 意 書

住所

氏名又は名称

殿

あなたの経営する自動車運転代行業において、下記のような行為が確認された。

このような行為は、関係法令の規定に違反することから、直ちに改善措置を講じ、今後関係法令の規定に違反する行為を行わないよう厳重に注意する。

今後、関係法令の規定に違反する行為があった場合には、更に必要な措置をとることがあることを申し添える。

記

年 月 日

埼玉県警察本部

取扱者の氏名及び連絡先

自動車運転代行業務従事者の交通事故発生報告書

警察署長

[illegible]